

## 共通事項

### (0010) 留意事項

#### 1 有機質資材施用にあたっての留意事項

(1) 家畜ふんを含むたい肥については、表示等により肥料成分を確認し、「家畜ふん尿処理利用の手引き」、「主要農作物等施肥基準」、「家畜ふん堆肥利用促進ナビゲーションシステム」を参考に施用し、化学肥料の施用量を減少させる。

また、有機質肥料についても、多用により環境負荷を増大させる恐れがあることから、前記基準等に従い、適正な使用に努めるものとする。

(2) 施用する種類や量については、土壌診断の結果、農作物の種類、含有する肥料成分量等を勘案して適正と考えられるものとし、過剰な施用や未熟なたい肥の施用により、作物の生育や品質を悪化させ、又は環境に著しい負荷を与えることのないよう留意する。

特に栽培初期に窒素肥料に敏感な作物を栽培する場合や、土壌診断の結果十分な養分が確保できる場合、基肥として窒素を含む肥料・資材の施用については十分に留意すること。

(3) 家畜ふん由来のたい肥の施用量については化学肥料の3割を代替の目安として示しているが、これは、肥効の安定性等の問題から示すものであり、認定要件ではないことに留意する。

#### 2 化学合成農薬低減技術に使用する資材の使用にあたっての留意事項

化学合成農薬低減技術のうち、次の技術に用いられる資材は、適正に処理せずに廃棄すると、大気汚染等を引き起こす恐れがある資材もあることから、使用後の処理を適正に行うこと。

- (1) 土壌還元消毒技術
- (2) 熱利用土壌消毒技術
- (3) 被覆栽培技術
- (4) マルチ栽培技術

#### 3 導入指針で定められている作物に関する留意事項

一つの作物において、二つ以上の品目が対象として定められている導入指針については、今後、本県における当該品目の生産量・面積の拡大等に伴い、単独の品目等として新たに導入指針を策定する可能性があるため、予め最新の策定状況等について確認を行うこと。